

新産業廃棄物最終処分建設工事
特記仕様書
(総則編)

令和6年10月

公益財団法人 宮城県環境事業公社

(総則)

第1節 本特記仕様書は、新産業廃棄物最終処分場建設工事（以下、「本工事」という。）に適用する。

- 2 本特記仕様書は、「宮城県土木部共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）を補完する。
- 3 本特記仕様書は、総則編、土木工事編、建築工事編、水処理施設発注仕様書からなり、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（社団法人全国都市清掃会議）」等を参考として作成しているが、新たな技術・材料等により要求される性能を満足するものであれば、それらの使用を妨げるものではない。
- 4 本工事は、環境省の廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金の適用を受けるものである。
- 5 新処分場の基本計画は、公益財団法人 宮城県環境事業公社のHPに掲載している。
(<http://www.miya-kan.or.jp/263be00da5572e7f16a1906db8c4165239a5b4e6.pdf>)

(工期)

第2節 工期は、令和10年3月24日までとする。

ただし、令和9年度中の供用開始を行うために必要となる施設については、優先的に施工し、令和9年12月末までに部分引渡しを行うこと。

(工事用道路)

第3節 本工事で使用する資機材の搬入路については、次の事項を遵守すること。

- (1) 工事期間中の資機材の搬出入は、(2)の期間以外は原則として県道「大和松島線」から大和町道「鷹ノ巣線」・「桧木沢線」を通り、(株)ホクエツ仙台工場脇に新たに設置する新設アクセス道路を進入するルートのみとし、通勤・通学時間となる7:30~9:00の間に資機材の搬出入は行わないこと。ただし、中断が困難な作業や安全管理上やむを得ない場合は、事前に監督職員から承諾を得た後に、上記時間中の施工も可能とする。
- (2) 場内アクセス道路（ホクエツ仙台工場脇）を使った進入路設置のための最低限必要な期間は、(株)上の組との調整を得て、大和町道「梅の沢線」を経由し、(株)上の組場内道路を使用することが出来る。
- (3) 場内のメインルートは、覆土仮置場前交差点から起点側を「(株)ホクエツ」、終点側を「(株)上の組」との共有路となるため、両者の通行について配慮した工事計画とすること。

(建設資材)

第4節 使用する材料については、工事設計書や共通仕様書、特記仕様書等に定める条件を満たすものが県産材で確保でき、かつ安定供給が可能な場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材で確保できない場合は、国産材使用に努めること。

- 2 建築部の屋根や壁など色彩に関わるものは、事前に見本品等を準備し、監督員の承諾を得てから使用すること。

第5節 使用する資材のうち、舗装用合材や骨材などリサイクル建設資材を使用することが示されているものは、リサイクル建設資材使用を原則とする。なお調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

(各種協議・申請)

第6節 管理棟、計量棟などの建築確認申請については、本工事の公告中に申請手続きを行う予定としている。なお、工事着手期日までに許可されないことが判明した場合には、速やかに発注者から受注者に対し通知する。

また屋外トイレ、倉庫などの二次製品については実際に使用するメーカー・製品の決定後、水処理施設棟などについては、詳細設計が固まった段階で変更（追加）申請手続きを行うこととしているので、変更申請に必要な期間を確保したうえで必要書類を準備すること。

- 2 場内アクセス道路に関係し、J R・電力・N T T・管渠の占有協議必要となる。工事着手期日までに事前協議は行っておくが、本協議は、具体的な施工方法や施工時期、緊急時の体制等が確定した段階となる。

(建設機械)

第7節 受注者は、宮城県土木部共通仕様書に示される排出ガス対策型建設機械に記載されている建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型の指定された基準値以上のものを使用すること。

- 2 排出ガス対策型建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議すること。なお、排出ガス対策型建設機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第8節 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械に指定されている機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づいた建設機械を使用しなければならない。

- 2 低騒音・低振動型建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議すること。なお、低騒音・低振動型建設機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第9節 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の搬入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不正表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(仮設工)

第 10 節 本工事で使用する仮設工については、現地の状況を十分把握したうえで工法の安全性、経済性、細部構造等について十分検討し、発注者との協議を経て施工すること。

- (1) 工事に必要な資材置場、現場事務所、作業員詰所、工事用仮設道路、工事用給電気設備、資材供給プラント等を設ける場合は、あらかじめ計画書を作成し、監督員と協議すること。
- (2) 監督職員及び補助監督員用の詰所、及び工事打合せ(30人程度)に必要なスペース、机、椅子、ロッカー、書棚、空調等必要備品を確保し、これらは工事完了時まで撤去しないこと。なお、受注者用現場事務所と合築としてもよい。
- (3) 受注者は、工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為(公害の発生や付近の地権者との紛争を起こすような行為)のないよう十分な措置を講ずること。
- (4) 工事中に危険と思われる箇所に防護柵や足場等を設け、また公道、構内道路が工事用車両等で破損した場合は、監督職員に報告の上速やかに補修を行うこと。
- (5) 現場発生土はすべて場内に仮置きし、場外に土砂を搬出しないこと。
- (6) 本工事で実施する仮設工は任意仮設であり、発注設計書に添付した図面や数量計算書は積算のための参考資料である。受注業者は自らの責任において仮設工法を検討し、仮設計画書を監督職員に提出すること。なお、仮設道路の幅員や縦断勾配、土留工の対象面積や体積、土質条件など仮設設計の設定条件が変更となる場合は、設計変更を行う事がある。

(足場)

第 11 節 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 足場を使用する際は、手すり先行工法で組立・解体すること。
- (2) 人の墜落防止措置として、二段手すり、幅木(つま先板)の機能を有する物を設置すること。また物の落下防止措置として、幅木(つま先板)または防網を設置すること。
- (3) 足場の種類・機材に応じたチェックリストにより、足場安全点検を実施し、その結果を現場完了まで保存しておくこと。

(交通誘導員の配置)

第 12 節 工事の施工にあたっては、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお一般道（県道・町道）に配置する交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とするとともに、配置については、監督職員と協議すること。

(発生土の現場内利用)

第 13 節 本工事における発生土については、現場内に仮置きし、現場内で利用すること。
なお、残土については覆土仮置き場に盛土し、場外搬出ししないこと。

(コンクリート塊、アスファルト塊の処理)

第 14 節 本工事から発生するコンクリート塊及びアスファルト塊については、宮城県指定の再資源化施設に搬出すること。

(伐採・除根作業)

第 15 節 本工事において伐採・伐根材を行う場合は、下記のとおりとする。

- (1) 本工事は、林地開発許可を取得しての事業であり、施設設置区域以外（残存森林区域等）での伐採・除根は、倒木の恐れなどやむを得ない場合を除き、実施しないこと。
- (2) 伐採・除根や伐採材の再利用を計画する場合は、事前に監督職員と協議すること。

(再生資源利用（促進）計画書及び確認結果票の掲示等)

第 16 節 再生資源利用（促進）計画書（以下、計画書）を工事現場の見やすい場所に掲げ、公衆の閲覧に供すること。

- 2 受注者は、資源有効利用促進法省令第 8 条第 3 項 1 号及び第 3 号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場に掲示すること。
- 3 計画書及びその実施状況の記録については、当該建設工事の完成後 5 年間保存するものとする。

(建設リサイクル法)

第 17 節 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。受注者は、分別解体等省令で定める様式第 1 号別表 1～3 のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約担当者等に提出すること。また受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、書面をもって、監督職員に報告しなければならない。

(再資源化等報告書)

第 18 節 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき、書面にて報告すること。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書は、この報告を兼ねることができる。

(六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験))

第19節 本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、またはセメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、工事着手前に「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により六価クロム溶出試験を実施し、結果を監督職員に報告すること。

(電子納品の対象工事)

第20節 本工事は電子納品の対象工事であり、また、重要構造物を有する工事であるため、下記の内容を実施すること。

(1) 電子情報交換

受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、適宜従来様式に基づく書類に代えて電子メールにより行うこと。

(2) 成果品の電子納品

成果品について、電子媒体で納品する。

完成図電子納品対象工事であるため、完成図についても、電子納品すること。

(3) 電子納品保管管理システムへの登録(成果品の効率的運用)

電子化された成果品を、保管管理システムへ登録すること。

2 電子納品の対象とする成果品の作成については、宮城県土木部「土木設計業務等の電子納品運用に関するガイドライン(案)」に基づくこと。

3 成果品の提出部数は、電子納品媒体(CD-RまたはDVD-R)2部、製本1部とする。ただし、製本による工事写真の納品に当たっては、ダイジェスト版とすること。

4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

5 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第21節 本工事は、コリンズの登録対象工事であるので、工事实績情報サービス(CORINS)に登録を行うこと。

(総合評価落札方式の対象工事)

第22節 本工事は、総合評価落札方式の対象工事とする。

2 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

3 本工事に関する施工計画及び技術提案(以下、「技術提案等」という。)が適正と認められ評価された場合、受注者は、技術提案等に基づいて施工しなければならない。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述を優先することとし、技術提案等に基づく設計図書の増額変更は行わない。

4 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

- 5 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく宮城県環境事業公社が発注する工事に無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについては、この限りではない。
- 6 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督及び検査にあたって、受注者の施工内容が、評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は、これに必要な資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- 7 技術提案等に基づく施工を行った場合で、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係る部分の確認は、工事竣工後においても引き続き存続するものとする。
- 8 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額措置を行うことがある。
- 9 仕様発注（図面発注）分についても、仕様や性能を満足する範囲内での技術提案（浸出水調整槽の容量を満足する範囲での二次製品使用や躯体形状の変更等）を拒むものではない。

（労働安全衛生法等の遵守）

第 23 節 受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- （1） 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用（安全帯の特別講習受講）、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
- （2） 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
- （3） 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。

- (4) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業など、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。その他高所での安全带使用など、必要な特別教育未受講者に当該作業にあたらせてはならない。
- (5) 受注者は、掘削面の高さが 2m 以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
- (6) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。

2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(水処理施設の契約不適合責任)

第 24 節 本工事は、水処理施設の設計・施工一括発注方式を含むため、受注者は施工の契約不適合に加え、水処理施設の施設設計による契約不適合についても担保する責任を負うものとする。

設計、施工、材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行わなければならない。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任の存続期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、発注者は受注者に対し、改善を要求できるものとする。

契約不適合の有無については、適時契約不適合内容検査を行い、その結果に基づいて判定する。

(性能保証)

第 25 節 本施設の保証期間は、引渡し後、土木・建築工事【 2 】年間、プラント工事【 3 】年間とする。ただし、浸出水調整槽及び各水槽等の防食については【 10 】年間とする。

なお、保証期間中に生じた破損及び故障等により、本仕様書に示す性能・機能を満たすことができない事態が生じた場合には、受注者の負担にて速やかに改善しなければならない。ただし、発注者職員等の誤操作、天災などの不測の事故を起因とする場合は、この限りでない。

引渡し後の通常運転における消耗部品・予備品の交換・点検作業については、発注者の負担とする。

引渡し後の保証期間中、年 1 回（保証期間中に土木・建築物は【 2 】回、プラント設備【 3 】回）施設及び設備全般について、総合的な点検を実施する。点検には発注者が立会う。点検の結果、工事不良またはこれに準じる理由により生じた認められる損傷等は、発注者の指示により受注者の責任において補修、改造もしくは取り換えを行う。

点検に必要となる電気・ガス・水道の料金については発注者の負担、前記以外の費用は受注者の負担を原則とする。

(小黑板電子化について)

第26節 本工事の写真管理に当たり、電子小黑板の使用を希望する場合は、工事打合せ簿等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督職員の承諾を得ること。

- 2 電子小黑板の使用に必要な機器・ソフトウェア等は、建設工事必携一写真管理基準(案)「2-2 撮影方法」に示す項目が電子的に記入できるものを受注者が選定すること。
- 3 工事費積算上の取扱においては、機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に含まれている。
- 4 電子小黑板の電子的記入を行った写真を納品する際は、チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いるか、チェックシステム(デジタル工事写真信憑性チェックツール(※))を用い、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員に提出すること。

※URL : https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac_auth.php

(ゴム製品等の品質確認等)

第27節 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された遮水シート等の製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者)による品質証明書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

- 2 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名 計測項目 計測項目

通常状態での試験(常態試験) 硬さ、比重、引張強度、伸び

熱老化試験 熱老化試験熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)

圧縮永久ひずみ試験 圧縮による残留歪み

製品検査 外観、寸法、性能

- 3 第1項により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(環境配慮)

第28節 環境影響評価準備書(要約書)を公社HPに掲載している。

(http://www.miya-kan.or.jp/jigyo_naiyo/seibi/hyoukajyunbi.html)。記載内容を確認し、環境に配慮した施工とすること。

- 2 フリースペース(計量前待機所)と防災調整池の間にある既存沈砂池には、貴重植物が自生しているため、工事期間中は、その保全に努めること。

(現場環境改善の実施)

第 29 節 現場環境改善 受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所 または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的な コミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする
こと。

(疑義)

第 30 節 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。